**平成２７年（フ）第１０３１号**
東京都八王子市左入町414―１八王子荘、住民票上の住所東京都八王子市小宮町1014番地５グランドール205号
債務者　武井　英臣
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２７年（フ）第４８０６号**
大阪市浪速区敷津西２丁目２番８号　ラ・メゾンカトー703号
債務者　居酒屋「春馬」こと　芝池　勝美
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４９６１号**
大阪市東成区大今里１丁目10番24号アプローズ大今里206号
債務者　若原　和彦
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５０３１号**
大阪府東大阪市稲田新町１丁目４番12―101号
債務者　河邊　博継
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５０４６号**
大阪府枚方市香里ケ丘１―14―１　Ｅ－７棟407、住民票上の住所大阪府枚方市香里ケ丘２丁目８番地の２（103）
債務者　岡崎　一成
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５０９８号**
大阪府八尾市竹渕西４丁目122番地
債務者　高岡一美こと　髙岡　一美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５１３３号**
大阪府池田市五月丘２丁目５番113―104号
債務者　中島　義則
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第６５２号**
静岡県藤枝市藤岡３丁目15番15号
債務者　影山　勝轟
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月22日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２７年（フ）第４４２号**
岡山市中区赤田50番地６
債務者　田辺　元康
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４５９号**
岡山市北区**棉**津560番地６
債務者　池田　祐介
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第５１１号**
岡山市北区白石183番地６シティハイツ白石201、旧住所岡山市北区東花尻149番地リバティ20　201
債務者　近**藤**　典明
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３６号**
熊本県天草市志柿町5304番地86　知ケ崎団地110号
債務者　大平美枝子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月22日午前10時
熊本地方裁判所天草支部

## 破産債権の届出期間及び一般調査期日

**平成２６年（フ）第１６９号**
長野市篠ノ井岡田3241番地553
破産者　有限会社加藤きのこ園
1　破産債権の届出期間　平成28年１月21日まで
2　一般調査期日　平成28年２月29日午前10時30分
平成27年12月22日
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２７年（フ）第１１８９号**
札幌市中央区大通西28丁目１番30号　円山ハウス201号、住民票上の住所札幌市中央区大通西27丁目１番７―603号
破産者　熊木　真理
1　破産債権の届出期間　平成28年１月25日まで
2　一般調査期日　平成28年３月18日午前10時
平成27年12月21日
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第９６号**
兵庫県明石市魚住町長坂寺144番地の４
破産者　福永　雄希
1　破産債権の届出期間　平成28年１月28日まで
2　一般調査期日　平成28年３月１日午前11時20分
平成27年12月21日
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２７年（フ）第２４４号**
宮城県仙台市太白区鈎取３丁目１番30―105号
破産者　石崎　謙二
1　破産債権の届出期間　平成28年１月29日まで
2　一般調査期日　平成28年３月18日午後１時20分
平成27年12月18日　　水戸地方裁判所